「復活！武雄温泉お泊り半額キャンペーン」事業概要説明書

（宿泊施設・クーポン対象店舗）

１．事業目的

　　新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、経済的に大きな影響を受けている観光関連産業に対する経済支援策として、国のGoToキャンペーンに先立ち、新型コロナウイルスとの共存を図りながら宿泊等の消費活動を促すことにより、観光関連産業を含めた地域経済の活性化を図る。

また、利用者においては、武雄温泉に宿泊していただくことにより、コロナショックによる新しい生活様式への変化に対するストレスや感染に対する不安をやわらげる癒しを提供し、武雄の魅力発見につなげる。

２．事業概要

　１）全体共通

　　　■事業主体：武雄市

　　　■キャンペーン名称：新たな日常に武雄温泉で癒しを　～タケオトラベル大作戦～

復活！武雄温泉お泊り半額キャンペーン

　　　■キャンペーン期間：令和2年6月20日（土）～ 8月10日（祝・月）《52日間》

　　　　　　　　　　　　　予約受付開始日：令和2年6月15日（月）

■業務委託：（一財）武雄市観光協会

　２）宿泊補助

　　　■利用者：佐賀県民（佐賀県内に住所を有する方）

※運転免許証・マイナンバーカード、健康保険証等で確認

※人口810,431人（内武雄市：48,695人）

　　　■対象施設：武雄市内の宿泊施設（全宿泊施設21施設を想定）※手上方式

■補助率：宿泊費（税込／入湯税及び追加料金は除く）の50%（上限10,000円）

　　　　　　　　　　　　　※計算方法：宿泊費の千円未満切り捨て50%を乗じて得た額

　３）クーポン発行

　　　■利用者：２）の利用者のうち小学生以上

※宿泊のチェックイン時にクーポン発行（連泊でも発行は１回のみ）

　　　■対象施設：武雄市内の観光関連事業者

　　　　　　　　　　　　　（飲食店、立寄施設、お土産店、窯元、体験メニュー等）※手上方式

市内に本社・本店を有し、市内に事業所又は店舗がある事業者で、次の事業者以外の者

　　　　(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者。

　　　　(2)　特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

　　　　(3)　武雄市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団等

　　　　(4)　前3号に掲げる者のほか、本事業の目的に照らして不適当と市長が判断する者

■クーポン：一律3,000円　※見本参照

（1000円×2枚、500円×2枚のクーポン発行）

※1施設で2枚まで利用可能

※発行した宿泊施設と同一の施設での利用は不可

　■クーポンの有効期限：発行日から4週間以内

【問合せ先】

（一財）武雄市観光協会　　　　　TEL　0954-23-7766